

# 育児休業手当金／介護休業手当金

## 給付上限額が変わります。

〈適用年月日〉 2014年8月1日から

育児休業手当金と介護休業手当金の算定基礎となる給付日額には、給付上限額が設けられています。この上限額が8月1日から次のとおり変更されました。

給付日額が給付上限額を超える場合、給付上限を基に育児休業手当金と介護休業手当金を計算することになります。

### ■ 育児休業手当金の給付上限額

区 分	支給率67%の期間	支給率50%の期間
給付上限額	12,973円 (変更前：13,001円)	9,681円 (変更前：9,702円)

給付日額：給料月額÷22×支給率×1.25

※ 支給率67%の期間については、2014年4月1日以後に育児休業を取得した方で、育児休業開始時から180日に達するまでの期間となります。

### ■ 介護休業手当金の給付上限額

給付上限額	7,745円 (変更前：7,761円)
-------	------------------------

給付日額：給料月額÷22×0.4×1.25